

被災された小規模事業者の皆様の販路開拓を応援します

福岡県では、令和5年梅雨前線豪雨により、直接、または間接の被害を受けた小規模事業者等の販路開拓を支援するため、国の小規模事業者持続化補助金〈一般型〉『通常枠』への県独自の上乘せ補助【令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金】を実施します。



1. 補助対象者

令和5年梅雨前線豪雨により、直接、または間接の被害を受けた小規模事業者等で、国の小規模事業者持続化補助金〈一般型〉『通常枠』の第12回以降公募(令和5年度中に公募期間が終了するもの)に採択され、かつ事業を完了し、額の確定を受けた者
※『通常枠』のみが対象。その他の枠は対象となりません。

【直接・間接被害の定義】

- ＜直接被害＞ 令和5年梅雨前線豪雨により、自社の事業用資産に生じた損壊等の被害
- ＜間接被害＞ 令和5年梅雨前線豪雨により、令和5年7月または8月の前年同期比で、売上高が10%以上減少した被害

2. 補助率・補助額

- 補助率：国の小規模事業者持続化補助金『通常枠』の補助対象経費として認められた経費の12分の1
- 補助上限額：62,500円
インボイス特例対象事業者は125,000円

3. 申請書類

※当補助金の申請は、国の小規模事業者持続化補助金事業を実施・完了⇒実績報告書を提出⇒補助金額の確定を受けた後となります。
下記の申請書類が全て揃ってからご申請ください。

【1】当補助金の申請書

(様式第1)被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付申請書兼実績報告書

【2】国の小規模事業者持続化補助金に係る次の関係書類

- ①交付決定通知書(写)
- ②実績報告書、支出内訳書、経費支出管理表(写)
- ③額の確定通知書(写)
- ④精算払請求書(写)

※当補助金の申請様式等はホームページ(裏面参照)よりダウンロードいただけます

- ※Jグランツで申請された場合は精算払請求の手続き内容がわかる画面を印刷してご提出ください
- ⑤収益納付に係る報告書(該当者のみ)(写)

【3】令和5年梅雨前線豪雨の被災状況に係る書類

- 直接被害の場合：市町村長発行の「罹災証明書」
- 間接被害の場合：「売上減少確認申請書(指定様式)」及び根拠書類(決算書、試算表、売上台帳、手形台帳等の月次の売上が分かるもの)

4. 申請先(申請書類提出先)

事業所所在地の商工会議所

5. 提出期限

※毎月月末締め

※最終締切：令和6年1月26日(金)《必着》

※なお、一旦申請を締め切りますが、令和6年4月以降に受付を再開する予定です。

⇒下記ホームページでお知らせいたしますので、ご確認ください。

6. 申請から補助金受領までの流れ

- ①事業者から各地商工会議所へ申請書類を提出【毎月月末締め】
- ②各地商工会議所にて申請書類を確認後、補助金事務局へ提出
- ③補助金事務局にて申請書類を確認後、各事業者へ「補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書」を送付
- ④事業者は「補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書」を受領後、「精算払い請求書」を補助金事務局へ提出
- ⑤補助金事務局より、事業者へ補助金の支払い【翌々月月末(予定)】

7. お問い合わせ先

※お問い合わせは、事業所所在地の商工会議所へお願いいたします。

8. 補助金事務局・その他

【補助金事務局(商工会議所地区)】

福岡県商工会議所連合会(福岡商工会議所 経営支援部 中小企業振興グループ)
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL:092-441-1146 FAX:092-482-1523

※申請様式等は、県庁、福岡県商工会議所連合会ホームページからダウンロードいただけます。

令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金

検索

福岡県商工会議所連合会HP



福岡県庁HP

